

第 108 号議案

指定管理者の指定の件（神戸市立東部在宅障害者福祉センターほか）

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を指定する。

令和8年2月17日提出

神戸市長 久元喜造

公の施設の名称	指定管理者	指定期間
神戸市立東部在宅障害者福祉センター	神戸市北区しあわせの村1番13号 社会福祉法人神戸明輪会・社会福祉法人新緑福祉会共同事業体 代表者 社会福祉法人神戸明輪会 理事長 藤井 建治	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
神戸市立中部在宅障害者福祉センター	神戸市須磨区友が丘1丁目1番地 社会福祉法人神戸聖隸福祉事業団 理事長 水野 雄二	
神戸市立西部在宅障害者福祉センター	神戸市須磨区奥山畠町2番地 社会福祉法人ヨハネ会 理事長 張 玄權	

理由

神戸市立東部在宅障害者福祉センター等の指定管理者の指定をするに当たり、議会の議決を経る必要があるため。